

※以下の内容は公募時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポートの実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と ●●●●（以下「乙」という。）は、「スタートアップの海外渡航に係るトラベルサポート」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本事業の目的）

第1条 甲は、持続可能な都市を高い技術力で実現するという理念の下、都市課題の解決に向けた挑戦や東京の多彩な魅力を「Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo」として国内外に発信している。

また、2025年（令和7年）11月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」の中で、グローバル×スケールアップを新たな取組の柱として位置づけ、グローバルでの飛躍的な成長を目指す企業への支援を推進することを掲げている。

戦略の実現に当たっては、東京発のスタートアップを海外の展示会や商談等に帯同させ、都が掲げる理念を具体的かつ実践的にアピールするなど、日本のスタートアップエコシステムのグローバル化を図ることが重要である。そこで本協定により、スタートアップの海外渡航等を支援する事業者（乙）の設置に関して必要な基本的事項を定める。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（事業責任者）

第3条 乙は、本事業の実施に際し、自己の分担業務実施の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を事業責任者として選任すること。事業責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（本事業の内容）

第4条 次の各号の内容について、甲と乙が連携して実施する。

- (1) 渡航に伴う航空券・宿泊施設の手配
- (2) スタートアップ等の自己負担額の請求・受領

なお、用語について以下のとおり定義する。

渡航費：渡航に必要となる経費。航空運賃及び宿泊費用の他、海外旅行保険料や査証取得費用、渡航先の国内移動費用等を含む。

航空運賃：航空会社が提供するサービスの代価であり、空港使用料や各種空港税、燃油サーチャージ等の諸税及び手数料を含む。

宿泊費用：ホテル等の宿泊施設に滞在するための宿泊代金であり、渡航先により付加価値税等、宿泊に必須となる税金等が生じる場合にはその額を含む。

渡航手配：本協定の対象となる渡航手配とは、主に航空券及び宿泊施設の手配を指す。

手数料：乙が航空券及び宿泊施設等を手配するために必要となる経費。航空運賃等の各費用に手数料率を乗じた金額が手数料となるが、その対象となる費用は別表1「手数料対象範囲」に定める費用とする。

支援金：スタートアップの海外渡航等のために要する渡航費のうち、航空運賃と宿泊費用等について、甲がスタートアップ等に代わって負担するもの。

協定金：協定期間中に生じる支援金の総額を協定金として甲から乙に支払う。

(責務)

第5条 甲は、スタートアップの海外渡航等を支援するために航空運賃及び宿泊費用等の一部を支援金として負担し、第2条に定める協定期間中に生じる支援金の総額を協定金として乙に支払うものとする。乙は甲及び関係機関と連携しながら本事業の推進に関する取組を計画的かつ誠実に実施するものとする。

(役割分担)

第6条 本事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

- ア 渡航先の選定及び渡航人数の調整に関すること
- イ 様式1による旅行手配の指示に関すること
- ウ 渡航者の個人情報の収集に関すること
- エ 事業実施等に係る協議及び助言に関すること
- オ 協定金の支出
- カ その他本事業の円滑な実施に向けて甲乙が協議により定めること

(2) 乙の業務分担

- ア 甲の求めに応じて航空券や宿泊先の提案を行うこと
- イ 甲の求めに応じて航空券や宿泊先の手配を行うこと
- ウ 査証の取得、旅行保険の加入等、旅行に付随する手続きのサポートを行うこと
- エ スタートアップ等の自己負担額の請求及び受領に関すること

オ その他本事業の円滑な実施に向けて甲乙が協議により定めること

- 2 甲は、自己の分担業務について、その一部を第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。
- 3 前項の場合、甲は、乙にその受託者を通知する。

(事業報告)

第7条 乙は、甲が指定する期日までに、当該期間の事業の実施状況について、根拠書類とともに甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の内容を含む本事業の実施状況等について報告を求めることができる。
- 3 乙は四半期毎に様式2にて事業進捗状況を甲に報告する。

(効果検証・評価)

第8条 甲は、前条による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性等について検査し、結果を乙に通知する。

(協定金の額の決定)

第9条 甲が乙に対して支払う協定金の額は、最大40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、第7条に基づき乙から甲に報告があった後、第8条に基づく検査により協定金の額（●●%の手数料率による手数料を含む）を決定する。なお、各スタートアップ等に対する支援金の額は渡航手配が生じるたびに別途通知する。

(協定金の払込)

第10条 乙は、前条により決定した協定金の支払を甲に対して請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第11条 乙は、本事業に関して、経理を明確にし、帳簿等関係書類を整理するものとする。甲が乙に対して帳簿等の閲覧を求めた場合は、乙はこれに誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、事業終了後5年間は本事業に関する帳簿等関係書類を保存するものとする。

(甲乙の解除権及び解除に伴う措置)

第12条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

(4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて乙に対して協定金の返還を求めることができる。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前条第1項第1号から第3号までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に協定金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(暴力団等の排除)

第16条 乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法

な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

(個人情報の取扱い)

第17条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(裁判管轄)

第18条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報公開)

第19条 本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象とする。

(本事業の公表)

- 第20条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。
- 2 甲及び乙は、本事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(権利の帰属)

第21条 本事業の実施に当たり、乙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権等は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使しない。

(印刷物の作成)

第22条 乙は、甲の共催・後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定の変更)

第23条 甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(情報の開示)

第24条 甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ協定事業の実施に関して必要な資料、必要な機密情報を相互に開示する。ただし、秘密漏洩禁止義務のもと、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

2 甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本協定の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

(事前通知事項)

第25条 乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重要な変更
- (2) 代表者、商号・名称、又は住所の変更
- (3) 本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡
- (4) その他、支配権に実質的な変動を生じさせる行為

(協定期間終了後の効力)

第26条 本協定が、期間満了若しくは解除等により終了した後においても、第12条（経理）、第13条（甲乙の解除権及び解除に伴う措置）、第14条（延滞金及び違約加算金）、第16条（損害賠償責任）、第17条（暴力団等の排除）、第18条（個人情報取扱い）、第19条（裁判管轄）、第20条（情報公開）、第21条（本事業の公表）、第22条（権利の帰属）及び本条の規定は存続するものとする。

(協議)

第27条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
名称 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

(乙) 所在地

商号又は名称
代表者

別表1 手数料対象範囲

対象項目・費用（手数料率を乗じて手数料を求めるもの）

項番	項目	費用
1	航空券手配	航空運賃
2	鉄道等現地移動手段手配	鉄道運賃等
3	ホテル手配	宿泊費用
4	査証代行取得	実費（公定料金）
5	その他	甲乙協議により定める費用

※取消手数料、変更手数料については、乙の規程に鑑み、甲乙協議により金額を定め、甲が負担する。

手配依頼書

「スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポートの実施に関する協定書」に基づき、下記のとおり渡航の手配を依頼する。

なお、渡航者の氏名等、手配に必要な情報は別途通知する。

記

- 1 渡航人数
- 2 渡航先
- 3 手配情報
 - (1) 航空便 (往路) 月 日 便、(復路) 月 日 便
 - (2) 宿泊施設 月 日から 月 日まで 泊分
- 4 本協定における都からの支援金額 一人あたり 円

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(所在地)

(名 称)

「スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポートの実施に関する協定書」に基づく実績報告書（第●四半期分）

令和8年 月 日付「スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポートの実施に関する協定書」第7条に基づき、別紙のとおり報告します。

- 1 渡航日程： 年 月 日から同年 月 日まで
- 2 渡航先都市：
- 3 渡航者情報

#	渡航者氏名	航空券			宿泊施設			査証、その他	支援金額
		便名（往路）	便名（復路）	金額（税込）	施設名	泊数	金額		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									